

平成20年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成20年1月21日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員定数に関する調査の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

追加日程第1 議案第1号 瑞穂市教育委員会委員の任命について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長 職務代理者	福野正	市長公室長	広瀬幸四郎
総務部長	新田年一	市民部長	青木輝夫
都市整備部長	松尾治幸	調整監	後藤仲夫
水道部長	河合信	会計管理者	奥田尚道

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しています。

これより平成20年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席番号4番 堀武君と5番 吉村武弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいたと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日だけの1日間と決定をしました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

2件報告をいたします。

まず1件目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は平成19年11月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、12月25日に穂積小学校を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議員定数に関する調査の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
議長（藤橋礼治君） 日程第4、議員定数に関する調査の件を議題にします。

本件について委員長の報告を求めます。

議員定数検討特別委員会委員長 澤井幸一君。

議員定数検討特別委員長（澤井幸一君） 18番 澤井でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議員定数検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議員定数の調査について、議員定数検討特別委員会の審査の経過及び結果について御報告をいたします。

現在議員定数は20人で、これは旧穂積町、巢南町のそれぞれの議会において平成14年12月に定められました。地方自治法は議員定数の上限を規定しており、その範囲内で議員定数を定めなければなりません。地方自治法第91条の規定によれば、人口5万人未満の市においては、この上限は26人、人口5万人以上10万人未満の市においては、この上限は30人となります。平成17年に実施された国勢調査では人口が5万9人となり、当市の議員定数の上限は30人に該当することになります。このため、自治法規定の上限30人に対して議員定数をどうするかを検討しました。

瑞穂市議会の議員定数の調査については、平成19年7月23日、8月22日、11月26日、そして平成20年1月7日の計4回、委員会を開催し、調査を行いました。

まず最初に、議員の使命と職責について確認をしました。

議員の使命として二つ上げられます。

第1に、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することです。議員は、本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して政策形成過程に参画し、予算、契約、条例などの審議において最終的な地方公共団体の意思決定を行います。議員自身による政策の提案は、具体的には質問、質疑という間接的な方法をとる場合が多いが、意見書、決議という形をとって、時には議員立法で条例を制定したりし、直接的に政策形成を行うことができます。

第2は、議会の決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施がすべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することです。

職責について、議員には二つの側面から判断が働くと言われていています。一面においては、議員は全体の奉仕者であるという立場に立っての「一般的な意思」による判断、また反面においては、選挙においてみずからの選挙母体となった地区なり組織の立場に立っての「分化的な意思」による判断です。議員というのは、この二つの側面から働く「一般的な意思」と「分化的意

思」を調整統合させ、昇華する責務を有します。

次には、今日、地域社会は激動する経済社会情勢の中で日々進展し、変革しているから、議会もこれに的確に対処する必要があります。そのため、常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を酌み取りながら議論を重ね調査・研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指して、時には住民に訴え、時には住民を指導し、その実現に向け積極的に努力することが大切です。言い換えれば、すなわち「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」を完全に達成できるような議会が求められています。

以上を踏まえ、議員定数を定める要素は、議会が住民の代表であることにかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮し、また代表機関としての性格を有する合議体として、議員が一堂に会し、住民を代表しつつ討論の過程を経て多元的な意思を統合し、市の意思を決定するのにふさわしい規模であることが必要です。

そして、県下21市と近隣町の議員定数の状況等について調査・分析を行いながら検討を重ねてきました。また、委員会での検討資料も参考にし、市民の意見などを収集し、各会派ごとに調査・検討するよう依頼をしました。

調査に当たっては、各委員から今日の社会情勢や瑞穂市の将来のことも踏まえ、率直な意見が出された中、「現状でよい」「削減すべき」などの意見があり、慎重かつ活発な議論が交わされたところであります。

その主な意見を集約すると、削減すべきと考える意見からは、市民の声、ニーズや現在の社会情勢などを考えると、議会だけが現状維持はおかしい。厳しい財政状況の中、行財政改革として議会も痛みを分かち合い、身を削って範を示すべきだ。2に、2名を削減しても市民の声の反映やチェックの機能など、議会活動に支障はない。3.市民の声として、当議会あてに「削減すべき」という申し出書が提出されているなどの削減の意見がありました。

現状でよいと考える意見からは、1.議会には職責として行政をチェックする大きな役割を求められている。議員削減は、市の予算約250億、行政全般をチェックするという議会の機能低下につながる。2.地方分権が進み、地方自治体の権限と業務はますます増加傾向にある。当然それをチェックする議会の役割もさらに大きくなる。また、議会に専門性が要求されてくる。この地方分権の時代に議員削減は逆行で、議会の機能が問われる。3.議員削減は議会議員選挙の活性化につながらない。定数を削減し、選挙のハードルを高くすることは、大きな組織候補はいざ知らず、多くの市民の立候補の機会を奪うものであり、議会の関心、行政への関心が低下する。広く議員になれる門をあけておく必要があるなどの意見がありましたが、全会一致で議員定数の調査については、現状の20人と決定いたしました。

以上、会議規則第39条の規定により、議員定数検討特別委員会の委員長報告を終わります。

平成20年1月21日、議員定数検討特別委員会委員長 澤井幸一。

議長（藤橋礼治君） これで議員定数検討特別委員会の委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員会報告書のとおり決定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員定数に関する調査の件を採決いたします。

本件は、お手元に配りました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議員定数に関する調査の件は、委員会報告書のとおり決定をしました。

これで議員定数に関する調査の件を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前 9 時32分

再開 午前 9 時52分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、市長から議案第1号瑞穂市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

お諮りをいたします。議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号を日程に追加し、追加日程第1とし、審議することに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議案第1号瑞穂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま提案のありました議案の第1号でございます。

瑞穂市教育委員会委員の任命について。瑞穂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記といたしまして、住所、岐阜市曾我屋3丁目118番地1、氏名といたしまして横山博信、生年月日でございますが、昭和28年12月13日。

この提案理由といたしまして、議案第1号の瑞穂市教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、欠員となっている教育委員会の委員に新たに横山博信氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

この任期といたしましては、平成20年4月1日から向こう4年間でございます。

一部、横山博信君の履歴を申し上げたいと思います。昭和54年から4年間、穂積町立穂積中学校の教室でお勤めをいただいております。さらに可茂の教育事務所の学校教育課の課長さん、岐阜県教育事務所学校教育課の課長さん、また県教育委員会研修管理課の課長さん等を歴任して、平成15年から4年間にわたりまして瑞穂市立穂積北中学校の校長として4年御指導いただき、平成19年から瑞穂市教育委員会学校教育課の課長として現在に至っております。そういったまさに現役でございますが、この瑞穂市の教育に対します情熱は深いものを持っております。どうか議会の皆さんの格別の御理解をいただきまして、御承認、御決定をいただきますようことを伏してお願いを申し上げまして、私の提案説明にかえさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号瑞穂市教育委員会委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第1号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより議案第1号瑞穂市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番 若園五朗、翔の会でございます。

今回の教育人事についての質疑を市長に対していたします。

私が平成19年9月に教育長の任命につきまして、いつ行われるかということを確認をしたと

ころ、12月もしくは3月ということでした。そこで私が提案したのは、今言っている教育人事につきましては、12月末において各学校、校長、そして教育事務所の詰めるスケジュールがございます。早く立ち上げないと人事は決まりません。新聞報道を見ますと、教育事務所、あるいは県知事というふうに調整されたんですけども、なぜ早く調整して現段階になったか。

そしてもう一つ、今回、教育長人事におきまして4月1日付ということですが、今空白になっているということで、市民の方は教育長の窓口がないということでいろいろと困っている件がございます。職員だけの2月1日の人事をやって、今回の教育長不在のままずっと続いている3月までの教育人事をそのままにしておくのではなく、前の教育次長である福野正さん、あるいは新しく今度かわられる林課長を含めて、教育次長を兼務かけて、今の不在の教育行政を全うしなきゃだめだと思うんですね。その辺の考え方。

そして県との人事で、どういう形でどう調整できて、最終的になぜ横山課長になったか、そこら辺もうちょっと詳しく御説明をお願いしたいと思います。

あと質問内容につきましては、自席の方でまた随時行わせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

この選任におきましては、私も昨年来いろいろ考えておったところでございますが、今若園議員から御指摘ございましたように、12月、または3月には提案をさせていただくということをお答弁しておいたのはその点でございます。でき得れば12月に出したかったわけですが、このことにつきましては、県とも、何といいましても、こういった関係、教職員の配置等々ございます。そういう調整もありまして今日に至ったようなわけでございます。本当に12月に間に合わせればよかったわけではございますが、なかなか調整がつかなかったということでございますが、御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そこで、それまでの、4月1日でありますので空白ができるんじゃないかというところがございますが、このことにおきましては、御選任をいただくことによって、現在こちらに奉職をいたしておりますので、そういった予備段階も含めまして、さらに4月からの本格的なあれができるんじゃないか、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） ちょっと聞き取れなかったんですが、一応私が12月28日に教育次長のと

ころに、僕が9月に一般質問をやって教育長人事を早くやらないと本当に市民の方に迷惑がかかるよと言っておいたら、3名の方の名簿を市長の方に出してあると言われました。私は今言いましたように、県の人事、あるいはそういう人事につきましては早くやらないとすべて確定します。もう1月に入ってくると校長人事に入るわけですので、どのような県の対応をされて、そして教育次長のところへ、僕12月28日に御用納めのときに行ったんです。教育長人事を早くやりなさいよ、市民の方も困ってみえるよと。実は3名ぐらい市長にお預けしてあるということです。そういう意味で、その経緯についてもう少し詳しく、そして、今不在になっている教育長人事の3月までの対応をどうされるか、わかりやすく簡単・明瞭にお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほども申し上げましたように、3名のという県の方から出ておられて、いろんな含めまして調整をしておったというところでございます。そういった中で浮上してまいりましたのが、こういった最終的な段階になってきたわけでございます。

今3月までの対応はどうかということでございますが、先ほども申し上げましたように、まだ現役でございますので、ちょうど私どもの瑞穂市に今奉職中でありまして、3月までの予備段階も含めまして人事関係、いろんなことも即対応ができてまいりますので、その点はこちらは安心して、現在の職で対応しながら準備期間も置いて、しっかりと4月1日からその任に当たれると、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 県の方に依頼されて全部調整が成立しなかったのか、そこら辺どうなったんですか。要するに瑞穂市の教育課長を持っていく前の段階で、3人の候補が上がっておった、県の方は言ってきたと。その経緯について、要するに速やかに話が済んだのか断られたのか、そこら辺どういう経緯があったのか、御説明をお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、先ほど言いましたように今教育長の不在でございますので、4月1日付で今度教育長ということで今提案されていますけれども、その間を私は兼務をかけてほしいと。不在の間が非常に市民に迷惑かけているから、今までの経験のある教育次長、あるいは今回の林課長を兼務処理でもいいからかけて職務をやらせない、今とまっているんです、はっきり言って。次の教育長を選ぶのを早く選んでほしいということも9月定例会にも言っていて、実際に動いておるのは、12月28日に教育長のところに御用納めに行ったときに3名の名簿を市長に出してあると。僕が9月に言うておるときに、なぜ名簿がそんなに遅いんですか。もっと副市長の問題とかいろいろあるんですけれども、今困っているのは、市民や教育の問題なんです。

はっきりここで、その間はおくまでも兼務をかけて教育長代理をやらせる。

そしてもう一つ、3名の県の方へ報告された件について結果はどうか、そこら辺ははっきりお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきますが、3名の方出ております。名前を上げてありますが、人事のこういう関係はいろんなところに支障がございます。そのことは差し控えさせていただきます。

3月までの間、実は2月1日付で人事異動をさせております。そんな中におきまして、今までの次長、巢南の庁舎の管理部長でございますけれども、私の方から特命をさせまして、この教育行政にしっかり3月いっぱい当たるように、新しい教育次長と協力してしっかり取り組むように指導いたしておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） まだはっきりわからないんですが、要するに巢南の方の今まで経験のある教育次長を教育長兼務でやらせていただけるのか、そこら辺確認したいんですが、そこら辺どうですか、はっきりお願いします。3月までのこの空白期間を、教育次長を兼務かけて教育長代理でやらせるのかどうか、そのことを確認したいと思います。わからないのではっきりお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほども御答弁申し上げましたように、次長を今度2月1日から巢南の庁舎の管理部長、巢南の総括ということで任命をいたしております。その任命に当たるにつきましても、教育委員会の新しい次長を助けて、3月までは特にその任務に当たるように私の方から指導いたしておりますので、御理解をいただきますようお願いをして、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） はい、ありがとうございました。

先ほど市長の方から横山教育課長のいろいろと今までの経歴等を拝見させてもらったら、教育課長、教育事務所で教育人事の方を担当してみえるということで、そういうことは非常にエキスパートであることは理解しました。ところが、教育長となれば高齢者大学、社会教育、生涯学習、社会体育、非常に幅広くございます。そういう中で教育関係の人事につきましては、

今度の教育長の手腕を出すところでございますけれども、今回、本田小学校に行きました英語授業ということで非常に重点授業が行われている中で、総括的に、今回の横山課長についての市長の評価というか、その辺の総合的な今度の教育長人事についての考え方、もっと詳しく、思いをお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 実はこの教育委員会の教育長は、本日お願いしております委員を委員として選んでいただきまして、その中で互選で選んでいくもので、私の申し上げるあれではございませんので、その点御理解いただきまして、そちらの方で御選任をいただくことになるわけでございます。私は今言える段階ではないかと思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 教育委員の互選で決めるというよりも、今回提案されたことについて、最終的には教育長に多分なろうかと私は思うんですが、もっと自信を持って、54歳という若さ、この議場の中でも2番目に若い人ですので、その中で教育人事のエキスパートでありながら、今後の瑞穂市の教育のいろんな問題をすべてやれる方ということで提案されたと思うんですね。瑞穂市の5万人の教育の行政に携わる人が、岐阜県民から、あるいは岐阜地区から、すべて瑞穂市の教育をみんな見ていると思います。そういう意味で、やはり自信を持って市長はそういう提案された理由について説明をするべきですし、今回この内容を提案し、そして議論して、みんなが横山課長を盛り上げる方向でいってほしいと思います。そして、今井教育長が前に見えたわけでございますけれども、すべて人事は教育長が持っています。横山課長という学校教育課長を持ってみえたのも、だれでも長所、短所はあるわけでございますけれども、いろんなことをみんなで助け合って、今回の最終的に市民が迷惑しているので早く教育長を決めてくれということでございますので、みんなで盛り上げて、お互いに長所、短所、まずい点がありますけれども、そこら辺を十分みんなで助け合ってやってもらいたいと思います。以上で終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号瑞穂市教育委員会委員の任命についてを採決します。

瑞穂市教育委員に横山博信君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第1号瑞穂市教育委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成20年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年1月21日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 堀 武

議員 吉村 武弘